様式第２号（第５条関係）

（昭和村社協⇒申請者）

認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業利用料助成決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人昭和村社会福祉協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　　長

　　　　年　　月　　日付で申請のありました認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業の利用料の助成について、助成することを決定しましたので通知します。

　なお、助成金は、あなたが「福祉サービスの利用援助契約」を締結した社会福祉協議会が直接受領します。

記

　　　　○助成額　　　１時間あたり２５０円

○助成開始期日　　　福祉サービスの利用援助契約締結日、または村県民税非課税となった

日のいずれか遅い方の日

　　　　○助成金受領先　　　福祉サービスの利用援助契約締結社会福祉協議会

　　　　○注意事項　　　１）「福祉サービス利用援助契約書」に基づき、さらに１年間契約を

続ける場合は、毎年６月３０日までに生計中心者の「村県民税課

税証明書」を本会に提出して下さい。

　　　　　　　　　　　　　　２）生計中心者など、世帯の方が村県民税の課税対象になった場合は、ただちに本会に申し出て下さい。故意に申し出を怠った場合は、

その時まで遡って利用料を徴収する場合があります。